

地域振興未来会議 資料 1－1	
令和 7 年 4 月 2 2 日	
担 当 課	地域振興課

気高地域振興未来会議の設置について

1 設置の目的

地域住民が主体となって地域課題の解決に向けて議論するとともに、持続可能な地域共生社会のまちづくりを推進するため、地域振興未来会議を設置するものです。

2 会議の役割

- (1) 地域特有の課題や地域振興について調査・研究を行い、解決策について検討すること。
- (2) 市に対して必要に応じ地域振興に関する提案を行うこと。
- (3) 地域未来プランの進捗管理を行うこと。

3 委員の任期等

委員の任期は 2 年（再任は妨げない）
委員の人数 1 2 人以下で組織する。

4 会議の内容

- (1) 年 6 回程度の開催。
- (2) 会長は、会議の議長となる。
- (3) 会議は公開とする。ただし、議長が会議に諮ったうえで非公開にできる。
- (4) 必要があると認めるときは、当該未来会議の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、必要な説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 開催スケジュール

予定 令和 7 年 4 月、7 月、1 0 月、1 1 月、令和 8 年 1 月、2 月

鳥取市地域振興未来会議設置要綱

(設置)

第 1 条 地域住民が主体となって地域課題の解決に向けて議論するとともに、持続可能な地域共生社会のまちづくりを推進するため、地域振興未来会議（以下「未来会議」という。）を設置する。

(名称及び対象区域)

第 2 条 未来会議の名称及びその対象区域は、次のとおりとする。

名 称	対 象 区 域
国府地域振興未来会議	国府町総合支所管内
福部地域振興未来会議	福部町総合支所管内
河原地域振興未来会議	河原町総合支所管内
用瀬地域振興未来会議	用瀬町総合支所管内
佐治地域振興未来会議	佐治町総合支所管内
気高地域振興未来会議	気高町総合支所管内
鹿野地域振興未来会議	鹿野町総合支所管内
青谷地域振興未来会議	青谷町総合支所管内

(所掌事務)

第 3 条 未来会議の事務は次のとおりとする。

- (1) 地域特有の課題や地域振興について調査・研究を行い、解決策について検討すること。
- (2) 市に対して必要に応じ地域振興に関する提案を行うこと。
- (3) 地域未来プランの進捗管理を行うこと。

(組織)

第 4 条 未来会議は、それぞれ委員 1 2 人以内で組織する。

- 2 委員は、対象区域に住所を有する者又は勤務している者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 未来会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、未来会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 未来会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(委員以外の者の会議への出席等)

第8条 未来会議は、必要があると認めるときは、当該未来会議の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、必要な説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(提案の尊重)

第9条 市長は、未来会議の提案を尊重し、対象区域の振興に努めるものとする。

(庶務)

第10条 未来会議の庶務は、各総合支所の地域振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、未来会議の運営に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取市景観計画改定に向けた取り組み

各総合支所管内における重点区域の候補地選定
について

鳥取市景観計画改定に向けた取り組み

1. 景観計画改定の目的

本市では、「鳥取市景観計画」に基づき、地域の特性を活かした良好な景観の保全・創出を推進してきたが、計画策定から15年が経過し、この間に社会情勢の変化等により景観行政を取り巻く環境も変化しているため、令和7年度中に計画を改定する。

2. 地域振興未来会議での議題(各総合支所管内における重点区域の候補地を抽出)

市域全域を「景観計画区域」とし、更に地域の特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要な「久松山山系、湖山池、因幡白兔、鹿野城下町」の4つの地域を「景観形成重点区域」に位置付けている。

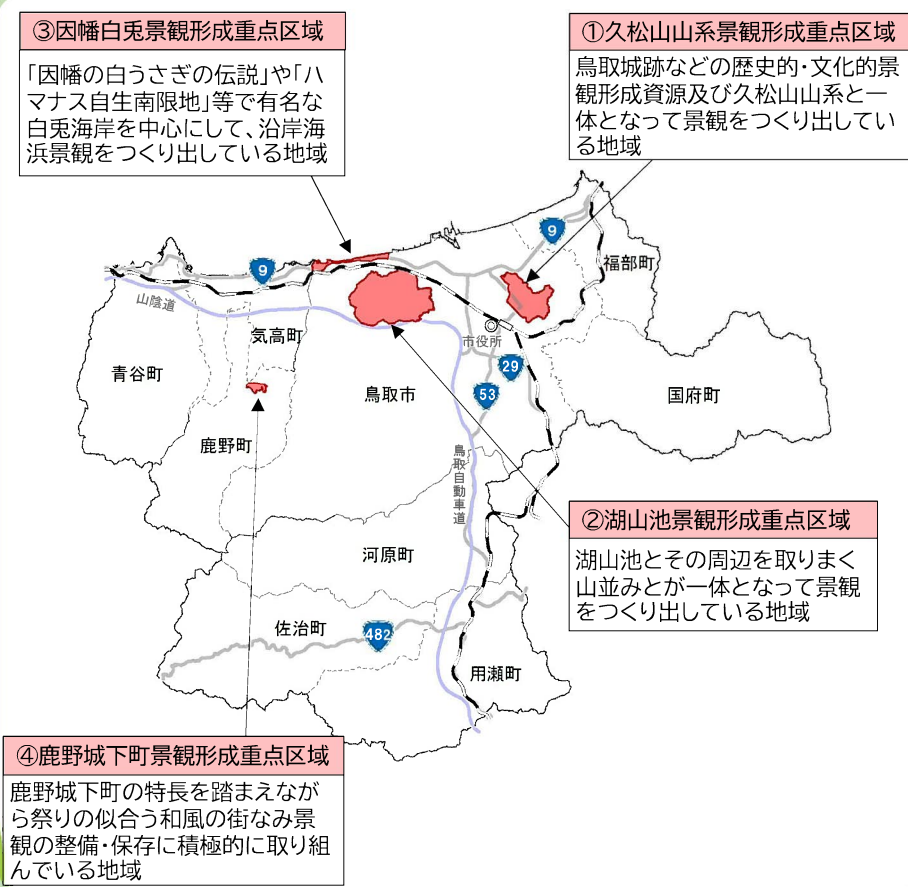
各総合支所管内において次世代に残したい景色や場所や地域住民等によって景観まちづくりに取り組んでいる地域を地域振興未来会議において提案いただき、新たな重点区域の候補地として追加を検討するもの。

3. 重点区域のメリット・デメリット

- ①メリット : 地域に特化したきめ細やかな景観誘導を積極的に推進することで、地域の拠り所や顔となるような質の高い景観形成が可能。
- ②デメリット: 重点区域は、市域全域の景観計画区域に比べ、より強い色彩等の行為制限がある。

鳥取市景観計画改定に向けた取組み

4. 景観計画における景観形成重点区域



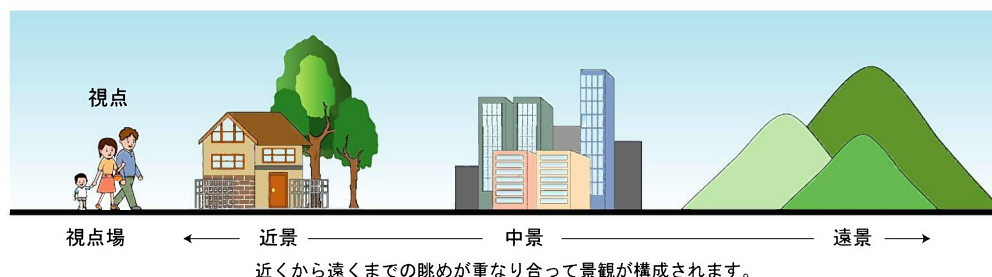
重点区域名	基本方針	写真
① 久松山山系	豊かな緑と山の稜線、歴史的建造物、史跡、文化等の保全。建築物等は、周辺の緑と調和する色彩への誘導など。	
② 湖山池	湖畔と一体となった自然景観、自然と一体となる歴史的・文化的景観の保全。建築物等は、水と緑に調和する色彩への誘導など。	
③ 因幡白兎	建築物は、できるだけ国道9号から後退した位置としゆとり空間の確保など。	
④ 鹿野城下町	住民・行政の協働により鹿野祭りの似合う和風の街なみ景観の整備・保存など。	

鳥取市景観計画改定に向けた取組み

5. 鳥取市景観計画について(概要)

景観とは

景観とは、山、川、道路、建物など私たちの目に見える眺めの対象のことですが、小川のせせらぎ、雪の冷たさ、歴史・文化の香りなど視覚以外で感じられる要素も含まれます。このように幅広い範囲で景観をとらえ、私たちのふるさと鳥取市をより美しく、より快適なまちにつくりあげていくことが大切です。



景観計画とは

- 「景観法」に基づいて策定する、良好な景観の形成や保全を目的とした計画です。
- 景観計画区域、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定められます。

目的・ねらい

- 鳥取市の景観資源を次世代へ伝えるため、景観まちづくりの指針となる「鳥取市景観計画」を策定。
- 一定規模以上の建築行為等に対して適切な誘導を図り、美しく魅力ある景観まちづくりを目指します。



鳥取市景観計画改定に向けた取り組み

5.鳥取市景観計画について(届出を要する行為及び規模要件)抜粋

届出対象行為		A.市域全域(景観形成 重点B,C,D,Eを除く) E.鹿野城下町景観形成 重点区域	B.久松山山系景観形成 重点区域 C.湖山池景観形成 重点区域	D.因幡白兔景観形成 重点区域
建築物の 建築等	建築物の新築又は移転	高さ 13 m 超 又は 建築面積 1,000㎡超 (商業地域等にあたっては、高さ 20m超 又は 建築面積 1,500㎡超)	高さ 13m超 又は 延べ床面積 200㎡超	高さ 5m超 又は 延べ床面積 10㎡超
工作物の 建設等	広告塔、広告版、 装飾等その他これらに類するもの	高さ 13 m 超 又は 築造面積 1,000㎡超 (建築物に付設される場合は、高さ 5m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m超)	高さ 5m超 (建築物に付設される場合は、高さ 1m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 5m超)	高さ 5m超 (建築物に付設される場合は、高さ 1m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 5m超)
	塀、さく、垣(生垣を除く)、擁壁 その他これらに類するもの	高さ 3m超	高さ 1.5m超	高さ 1.5m超

鳥取市景観計画改定に向けた取組み

5.鳥取市景観計画について(主な行為制限)抜粋

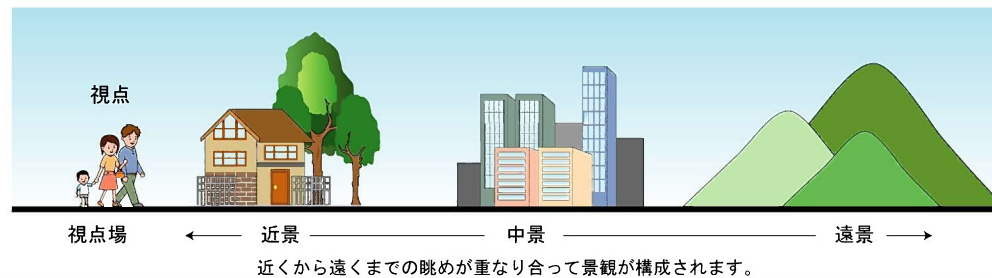
対象行為		市域全域（景観形成重点区域を除く）	景観形成重点区域																																																														
			久松山山系	湖山池	因幡白兔	鹿野城下町																																																											
建築物 の建築 等 又は 工作物 の建設 等	外観	（全区域共通事項） ●周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。																																																															
		（重点区域のみ共通事項） ●屋根は適度な勾配と軒出を有すること。																																																															
	色彩	● 外観のベースカラーは、以下のとおりとする。		● 外観のベースカラーは、以下のとおりとする。		● 外観のベースカラーは、以下のとおりとする。		● 外観のベースカラーは、以下のとおりとする。																																																									
		<table><tr><th rowspan="2">有彩色の色相</th><th colspan="2">彩 度</th></tr><tr><th>商業地域等</th><th>その他</th></tr><tr><td>0.1R～10R</td><td>6 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td>6 以下</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>6 以下</td><td>2 以下</td></tr></table>		有彩色の色相	彩 度		商業地域等	その他	0.1R～10R	6 以下	4 以下	0.1YR～5Y	6 以下	6 以下	上記以外の色相	6 以下	2 以下	<table><tr><th rowspan="2">有彩色の色相</th><th colspan="2">彩 度</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>0.1R～10R</td><td colspan="2">4 以下</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td colspan="2">3 以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td colspan="2">2 以下</td></tr></table>		有彩色の色相	彩 度				0.1R～10R	4 以下		0.1YR～5Y	3 以下		上記以外の色相	2 以下		<table><tr><th rowspan="2">有彩色の色相</th><th colspan="2">彩 度</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>0.1R～10R</td><td colspan="2">4 以下</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td colspan="2">3 以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td colspan="2">2 以下</td></tr></table>		有彩色の色相	彩 度				0.1R～10R	4 以下		0.1YR～5Y	3 以下		上記以外の色相	2 以下		<table><tr><th rowspan="2">有彩色の色相</th><th colspan="2">彩 度</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>0.1R～10R</td><td colspan="2">2 以下</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td colspan="2">4 以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td colspan="2">2 以下</td></tr></table>		有彩色の色相	彩 度				0.1R～10R	2 以下		0.1YR～5Y	4 以下		上記以外の色相	2 以下	
		有彩色の色相	彩 度																																																														
商業地域等			その他																																																														
0.1R～10R	6 以下	4 以下																																																															
0.1YR～5Y	6 以下	6 以下																																																															
上記以外の色相	6 以下	2 以下																																																															
有彩色の色相	彩 度																																																																
0.1R～10R	4 以下																																																																
0.1YR～5Y	3 以下																																																																
上記以外の色相	2 以下																																																																
有彩色の色相	彩 度																																																																
0.1R～10R	4 以下																																																																
0.1YR～5Y	3 以下																																																																
上記以外の色相	2 以下																																																																
有彩色の色相	彩 度																																																																
0.1R～10R	2 以下																																																																
0.1YR～5Y	4 以下																																																																
上記以外の色相	2 以下																																																																
		● 外観のベースカラーは、以下のとおりとする。																																																															
		● 屋根瓦の色は、以下のとおりとする。																																																															
		<table><tr><th>屋根瓦の色</th><th>対象地区</th></tr><tr><td>赤茶色</td><td>上町・下町・立町・山根町・大工町</td></tr><tr><td>銀黒色</td><td>殿町</td></tr><tr><td>黒・銀黒色</td><td>鍛冶町・紺屋町</td></tr></table>						屋根瓦の色	対象地区	赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町	銀黒色	殿町	黒・銀黒色	鍛冶町・紺屋町																																																		
屋根瓦の色	対象地区																																																																
赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町																																																																
銀黒色	殿町																																																																
黒・銀黒色	鍛冶町・紺屋町																																																																
素材		（全区域共通） ●周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ●地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。																																																															
		● 外壁は、極力漆喰・板張り等の自然素材を使用すること。																																																															

参考資料(鳥取市景観計画)

鳥取市景観計画について

①景観とは

景観とは、山、川、道路、建物など私たちの目に見える眺めの対象のことですが、小川のせせらぎ、雪の冷たさ、歴史・文化の香りなど視覚以外で感じられる要素も含まれます。このように幅広い範囲で景観をとらえ、私たちのふるさと鳥取市をより美しく、より快適なまちにつくりあげていくことが大切です。



②景観計画とは

- 「景観法」に基づいて策定する、良好な景観の形成や保全を目的とした計画です。
- 景観計画区域、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定められます。

③目的・ねらい

- 鳥取市の景観資源を次世代へ伝えるため、景観まちづくりの指針となる「鳥取市景観計画」を策定しました。
- 一定規模以上の建築行為等に対して適切な誘導を図り、美しく魅力ある景観まちづくりを目指します。



参考資料(鳥取市景観計画)

鳥取市景観計画について

④景観形成の目標	恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく生活交流都市とっとり
⑤基本方針 (市全域における 基本方針)	〈方針-1〉 心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成 自然緑地景観(山林・丘陵地) 景域全体を包み込む山林の山並みと 稜線の保全に努めます。 自然緑地景観(海浜) 鳥取のシンボルである砂丘景観の保全に努めます。鳥取の海浜風致になじむクロマツ等の適切な維持管理に努めます。 海辺の高台に位置する視点場の確保や保全に積極的に努めます。 水辺景観 千代川、湖山池など地域の骨格を形成する水辺環境を積極的に保全し、自然性の高い生態系に配慮した水辺景観の形成に努めます。      

参考資料(鳥取市景観計画)

鳥取市景観計画について

⑤基本方針 (市全域における 基本方針)

〈方針-2〉 歴史・文化資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成

歴史的景観

鳥取城跡、因幡国庁跡等の史跡及びその周辺の自然景観を保全し、落ち着きと風格のある歴史的環境の維持に努めます。



〈方針-3〉 にぎわいとうるおいに富んだ街なみ景観の創造

農山村景観

市街地の背景となる田園景観の保全に努めます。

(写真①)

身近な自然である鎮守の森を守り育てます。

(写真②)

個性的なラッキョウ畑景観の活用に努めます。

(写真③)

美しい海岸線にたたずむ漁業集落景観の保全に努めます。

(写真④)



参考資料(鳥取市景観計画)

鳥取市景観計画について

⑤基本方針 (市全域における 基本方針)

〈方針-3〉 にぎわいとうるおいに富んだ街なみ景観の創造

住宅地景観

敷地内の植栽や生垣の設置等の推進により、緑豊かな潤いのある住環境を創出します。

歴史的な街なみでは、和風のたたずまいを大切にし、建築物や外構の意匠等に配慮することが求められます。

商業業務地景観

鳥取駅周辺市街地では、城下町としての歴史的環境を大切にするとともに、久松山への山あて景観の保全に努めます。

街路樹など緑の積極的な導入を図るとともに、建築物は奇抜なデザイン、色彩等を避け、都市の活力と風格を高める商業業務地景観の形成を目指します。

工業地景観

大規模施設が立地する場所では、敷地内の緑化等を進め、良好な地域環境の創造に努めます。



つのいニュータウン



鹿野町の街なみ



久松山への山あて景観



鳥取駅周辺の商業業務地景観



鳥取県産業技術センター



高浜工業団地（気高町）

参考資料(鳥取市景観計画)

鳥取市景観計画について

⑤基本方針 (市全域における 基本方針)

〈方針-4〉 まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成

道路景観

エコロジカル(自然・環境との調和)で郷土色のある街路植栽の導入に積極的に努めます。自然の風合いが感じられるよう、地場産材の活用に取り組みます。



袋川沿いのコミュニティ道路



木製ガードレール

公園緑地景観

公園緑地は、周辺景観に調和した植栽や修景デザインに努め、野性味のある豊かな緑の創出に取り組みます。



桜の園 (布勢運動公園)



ニュータウン中央公園

公共公益施設景観

周辺の景観との調和に配慮しながら、市のシンボルとして個性的な整備に努めます。



県民文化会館



因幡万葉歴史館(因幡町)

公共サインの整備

来訪者の視点で、「不安」や「迷い」を感じず、景観にも配慮するため、必要最小限の数を設置し、連続性・顕在性を確保できるサイン施設の整備に努めます。来訪者が景観や施設を楽しむため、視点場からの景観を妨げないよう、設置位置や形状を検討します。



鳥取砂丘の観光サイン



鳥取駅前の観光サイン

参考資料(鳥取市景観計画)

鳥取市景観計画について

⑤基本方針

(市全域における
基本方針)

〈方針-5〉 市民との協働による景観まちづくり

説明会や景観フォーラム、ワークショップなどを開催し、景観づくりに対する市民意識の高揚に努めます。市民参加によって、砂丘地や海浜等の清掃に取り組み、美しい景観の維持に努めます。

